

令和8年3月23日
福祉部介護保険課

令和8年度介護保険制度の改正について

1 報酬改定（令和8年6月から）

令和8年度の介護報酬改定率は、全体で+2.03%となった。

そのうち、介護職員の処遇改善分は+1.95%で、令和8年6月に施行予定である。これは、国の「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の職員の処遇改善については、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において必要な対応を行う」とされたことを踏まえ、3年に一度の令和9年度の報酬改定を待たずに実施するものである。

2 高額介護（予防）サービス費及び補足給付に係る改正（令和8年8月から）

(1) 高額介護（予防）サービス費支給及び補足給付に係る収入基準見直し

令和7年度の年金額改定により、老齢基礎年金（満額）の支給額が現行の80万9,000円を超えることを踏まえ、介護保険料の算定基準を82万6,500円に見直すこととなった。これにあわせ、高額介護（予防）サービス費支給及び補足給付（負担限度額認定制度）における年金収入等の基準についても、80万9,000円から82万6,500円に変更する。

高額介護（予防）サービス費

所得区分		負担上限月額
世帯全員住民税非課税者		(世帯) 24,600円
【現行】	【令和8年8月から】	
うち、本人の年金収入等が 80万9,000円 以下である場合	うち、本人の年金収入等が 82万6,500円 以下である場合	(個人) 15,000円 (世帯) 24,600円

(2) 基準費用額（食費）の見直し

① 基準費用額（国が定める介護保険施設の食費・居住費の標準的な費用）

のうち、食費について1日当たり100円引き上げる。

② ①に伴い、補足給付（負担限度額認定制度）における食費の負担限度額について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、負担段階第3段階①の利用者は1日当たり30円、負担段階第3段階②の利用者は1日当たり60円引き上げる。ただし、負担段階第1段階及び第2段階の負担限度額は据置きとする。

(3) 負担限度額（居住費）の見直し

能力に応じた負担とする観点から、各段階の年金収入等と居住費、利用者負担等との差額の差の均衡を図るため、負担段階第3段階②の利用者の居住費の負担限度額を1日当たり100円引き上げる。ただし、多床室について、介護老人保健施設・介護医療院の入所者又は短期入所サービス利用者であって、室料負担が生じない場合の負担限度額は据置きとする。

負担限度額及び基準費用額（1日あたり）

【現行】

利用者負担段階	対象者		預貯金額要件 (夫婦の場合)	居住費(滞在費)				食費	
				ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	生活保護受給者		要件なし						
	世帯全員が 住民税非課税	高齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円)	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階		年金収入金額 + 合計所得金額が 80万9,000円 以下	650万円以下 (1,650万円)	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①		年金収入金額 + 合計所得金額が 80万9,000円 超～120万円以下	550万円以下 (1,550万円)	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②		年金収入金額 + 合計所得金額が 120万円超	500万円以下 (1,500万円)	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円



基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	◇437円 ◆697円 (915円)	1,445円	1,445円
--------------	--------	--------	--------------------	--------------------------	--------	--------

【令和8年8月から】

利用者負担段階	対象者		預貯金額要件 (夫婦の場合)	居住費(滞在費)				食費	
				ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	生活保護受給者		要件なし						
	世帯全員が 住民税非課税	高齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円)	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階		年金収入金額 + 合計所得金額が 82万6,500円 以下	650万円以下 (1,650万円)	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①		年金収入金額 + 合計所得金額が 82万6,500円 超～120万円以下	550万円以下 (1,550万円)	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
第3段階②		年金収入金額 + 合計所得金額が 120万円超	500万円以下 (1,500万円)	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	◇430円 ◆530円 (530円)	1,420円	1,360円

基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	◇437円 ◆697円 (915円)	1,545円	1,545円
--------------	--------	--------	--------------------	--------------------------	--------	--------

- ・上記は介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護医療院に入所又は短期入所サービスを利用した場合の軽減後の金額である。なお、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の従来型個室及び多床室を利用した場合は（ ）内の金額となる。
- ・第3段階②多床室については、介護老人保健施設・介護医療院の入所者又は短期入所サービス利用者であって、室料負担が生じない場合は◇の額、室料負担が生じる場合は◆の額となる。この場合の室料負担は、「療養型」「その他型」の介護老人保健施設及び「Ⅱ型」の介護医療院（いずれも8㎡/人以上）を利用した場合に生じるものである。
- ・施設の設定した居住費（滞在費）又は食費が負担限度額を下回る場合は、施設が設定した金額が基準となる。